

運転者異常時における大型バスの安全対策について（報告）

1. 背景

- 国土交通省では、平成 26 年 3 月に発生した北陸道におけるバス事故を受け、車両安全対策検討会の下に「大型バス車両安全対策WG」を設置し、運転者異常時を念頭に、大型バスの使用過程車に対する安全対策等の可能性について、有識者・自動車メーカー・バス協会等を交えた検討を行った。（参考資料 1、2 参照）
- 当該WGにおける検討の結果、①第 5 期 ASV 推進計画で検討されている、突発的な意識喪失等によって運転の継続が困難となった運転手に代わり、車両を緊急停止させる運転者異常時対応システムに加え、②本 WG で可能性が示されたパーキングブレーキの改造等についても、技術面・ニーズ・費用対効果を踏まえ、議論を継続していくことなど、一定の方向性が示された。
- ①運転者異常時対応システムについては、今般、第 5 期 ASV 推進計画の中で、実用化に向けた技術課題や技術要件（車内及び車外報知のあり方等）に係る検討を行い、2. のとおり、今年度中のガイドライン策定が予定されているとともに、その実用化が間近となっている。
- また、②使用過程車におけるパーキングブレーキ改造の可能性については、WGでの検討結果も踏まえ、（一社）日本自動車工業会において、（公社）日本バス協会の立会いの下、試作車による試験等を行った。

2. 運転者異常時対応システムに係る検討状況

（1）システムの基本設計書・ガイドライン関係

現在、ASV 推進検討会等において、システムの設計を行う際に必要な技術的要件や配慮すべき事項等を定めた基本設計書を、産学官連携の下で策定しており、とりまとめに向けて最終的な検討を行っているところ。

基本設計書がとりまとめられ次第、国土交通省においてガイドラインを策定のうえ、今年度中に発行することを予定している。

（2）道路運送車両の保安基準関係

システムの実用化にあたり、他の交通に対する適切な車外報知を可能とするため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示について所要の改正を行う。

（時期：ガイドラインの発行にあわせ、今年度中を予定）

(改正概要)

○運転者異常時対応システムに係る定義の追加（第 2 条）

○制動灯及び補助制動灯（別添 52、第 134 条、第 135 条、第 212 条、第 213 条）

- ・点滅を許容

○非常点滅表示灯（別添 52、第 139 条、第 217 条）

- ・システム作動時の自動点灯を許容
- ・点滅周期要件の適用を免除

○その他灯火等の制限（第 62 条、第 140 条、第 218 条）

- ・車外への報知として、システムの作動によって車両が減速又は停止している旨を電光表示器に表示することを許容
- ・上記の電光表示器への表示について、①赤色及び橙色の使用、②点滅及び光度増減、③光度を 300cd 超とすることを許容
- ・電光表示器での表示について、光度が 300cd を超えることを許容